

印西市入札・契約制度の改善について

(平成30年4月)

本市では、公正で透明性・競争性の高い入札・契約制度を確立するため、入札契約手続きの改善に努めていますが、より一層の改善を図るため平成30年4月1日から下記のとおり実施することとします。

1. 最低制限価格、低入札価格調査基準の算定方法の見直し

- (1) 各基準価格の算定に使用する項目のうち、直接工事費の率を見直します。
- (2) 街路樹管理、公園管理、草刈業務その他これらに類する業務委託の算出基準の率を見直します。

最低制限価格制度

《対象》

- ・500万円を超え1億円未満の工事又は製造の請負（総合評価方式を除く）
- ・500万円を超える街路樹、公園管理、草刈業務その他これらに類する業務委託

《最低制限価格の算出基準》

工事等の種別	算出基準
すべての工事又は製造	予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、予定価格の100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。 (1) 直接工事費の額に <u>100分の97</u> を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額
街路樹管理、公園管理、草刈業務その他これらに類する業務委託	予定価格に <u>100分の80</u> を乗じて得た額とする。

低入札価格調査制度

《対象》

- ・ 総合評価方式における入札
- ・ 1 億円以上の一般競争入札による工事等の請負

《低入札価格調査基準価格及び低入札失格基準価格の算出基準》

基準価格の種別	算出基準
低入札価格調査基準価格	予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、予定価格の100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。 (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額
低入札失格基準価格	予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。 (1) 直接工事費の額に100分の75を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に100分の70を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に100分の70を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に100分の30を乗じて得た額

【実施時期】平成30年4月1日から適用します。

2. 優良建設業者の表彰における技術者の表彰について

印西市の発注する建設工事を優良な成績で完成した建設業者に対し表彰を行っていた事項について、当該優良建設業者により配置された技術者も、同じく表彰いたします。

表彰の基準

対象工事の配置技術者として、すべての工事期間において、配置され、関係法令を遵守していること。

【対象となる工事】平成30年4月1日以降に検査を実施した工事から適用します。

3. 総合評価方式の評価基準の改正について

総合評価方式の評価項目及び評価基準を以下のとおり改正いたします。

印西市総合評価競争入札〔特別簡易型〕における評価項目・基準

区分	評価項目	選択区分	評価基準	配点
企業の施工能力	① 同種工事の公共工事の施工実績〔注1、注2〕 公告日以前の過去●年間（公告日の前年度から過去●年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間）に完成した公共工事での同種工事の元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率20%以上）を評価する。 ※過去10年間の原則とする。	◎	公共工事の実績 （同規模又は請負額●億円以上）	10
			公共工事の実績 （同規模又は請負額●億円未満）	5
			実績なし	0
	② 工事成績評定点 公告日が属する年度を除く、直近の過去●か年度間に完成した印西市発注の●●工事の工事成績評定点の平均点により評価する。 ※過去3か年度を原則とする。 ※工事の業種は、原則公告で求める参加条件の業種と同様とする。 ※地域要件を県内以上とする場合は、千葉県発注の●●工事の工事成績評定点の平均点により評価することができる。	◎	80点以上	15
			77.5点以上 80点未満	12
			75点以上 77.5点未満	9
			72.5点以上 75点未満	6
			70点以上 72.5点未満	4
			67.5点以上 70点未満	2
			65点以上 67.5点未満	0
			実績なし	0
			62.5点以上 65点未満	-3
			60点以上 62.5点未満	-6
			60点未満	-9
	③ 優良工事表彰 公告日が属する年度を除く、過去●か年度間の「業種：●●」における優良工事表彰の有無を評価する。 ※過去2か年度を原則とする。 ※工事の業種は、原則公告で求める参加条件の業種と同様とする。	○	国、県での表彰あり	5
			市町村での表彰あり	3
			表彰なし	0
	④ 事故及び不誠実な行為 公告日以前における過去の事故及び不誠実な行為の有無を評価する。 印西市以外の発注工事等に起因して指名停止の措置を受けている場合であっても、同様に評価する。	◎	該当なし	0
			過去6か月間に工事事故による文書注意あり	-5
			過去1年間に工事事故による指名停止あり	-10
			過去1年間に不誠実な行為による文書注意あり	-10
	⑤ ISO認証取得〔注3〕 公告日におけるISO9001及びISO14001の認証取得の有無を評価する。	◎	過去2年間に不誠実な行為による指名停止あり	-15
			双方認証取得あり	5
			いずれかの認証取得あり	3
			いずれの認証取得なし	0

区分	評価項目	選択区分	評価基準	配点	
配置予定技術者の能力	⑥ 手持ち工事量〔注４〕 公告日が属する年度における印西市発注工事の元請けとしての手持ち工事量比率を評価する。	○	1.0 未満	5	
			1.0 以上	0	
	⑦ 配置予定技術者の資格〔注５〕 公告日における配置予定技術者の保有資格を評価する。 ※評価基準の資格は、資格要件に定める以外の資格を取得しているものとする。	○	一級●●施工管理技士、技術士又は、石綿作業主任者等 前記以外の資格	5	
				0	
	⑧ 配置予定技術者の施工経験 公告日以前の過去●年間（公告日の前年度から過去●年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間）に完成した公共工事での同種工事の監理（主任）技術者又は現場代理人として施工した経験を評価する。 ※過去１０年間を原則とする。	◎	公共工事の実績（同規模又は請負額●億円以上）	10	30
			公共工事の実績（同規模又は請負額●億円未満）	5	
			実績なし	0	
	⑨ 継続教育（CPD）の取組状況 公告日における各団体の推奨単位以上の証明の有無を評価する。	○	証明あり	5	
			証明なし	0	
	⑩ 監理（主任）技術者の実績 監理（主任）技術者として施工した印西市発注工事における過去１か年度間の「業種：●●」での工事成績 ※工事の業種は、原則公告で求める参加条件の業種と同様とする。	○	75 点以上の実績あり	5	
			なし	0	
	⑪ 若手技術者の配置〔注６〕 現場代理人又は主任（監理）技術者として配置する場合に評価する。	○	配置あり	5	
			なし	0	
地域精通度	⑫ 印西市内の公共工事の施工実績 公告日以前の過去●年間（公告日の前年度から過去●年度間に当該年度の入札公告の日までを加えた期間）に完成した印西市内での公共工事の元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率２０％以上）を評価する。 ※過去１０年間を原則とする。	◎	印西市発注による実績あり	10	10
			国等・県等の実績あり	5	
			施工実績なし	0	
地域貢献度	⑬ 災害対策に関する協定〔注７〕 公告日における印西市との災害対策に関する業務基本協定の締結の有無を評価する。	◎	協定締結あり	5	20
			協定締結なし	0	
	⑭ 本・支店の所在地 公告日における入札参加者の本店・本社（本店等）又は支店・支社・営業所（支店等）の所在地を評価する。	◎	印西市内に本店等あり	10	
			印西市内に支店等あり	5	
			いずれも印西市内になし	0	

区分	評価項目		選択区分	評価基準		配点	
	⑮ 地域特有貢献度 下記(1)～(5)の地域特有貢献の取組み状況を評価する。		◎	5 項目が該当		5	
				4 項目が該当		4	
	(1) 地域美化活動ボランティア実績〔注8〕	公告日以前の過去●年間における活動実績を評価する。 ※過去1か年度を原則とする。		3 項目が該当		3	
				2 項目が該当		2	
	(2) 消防団協力事業所表示制度による事業所の認定			1 項目が該当		1	
	(3) 障害者雇用促進			該当なし		0	
	(4) 高年齢雇用促進						
	(5) 女性雇用促進						
印西市発注工事における総合評価方式での履行義務違反			○	なし		0	
				工事成績評定点の減点措置あり		-5	

選択区分 ◎：すべての工事で選択 ○：工事内容等により選択

評価項目は、配点の合計が、80点以上となるように項目を選択

評価項目の選択による配点の注意事項

評価項目の選択により配点は、変更しない。

評価項目の追加に関する注意事項

工事内容により、評価項目を設定することができる。なお、追加は1項目まで5点とする。

注1 公共工事とは、国等（国土交通省、他省庁発注工事、公団等発注工事（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関））の発注工事、県等（都道府県、道路公社、まちづくり公社、土地開発公社、下水道公社、住宅供給公社、農業開発公社、政令指定都市）の発注工事、市町村の発注工事を指す。

注2 同種工事とは、●●工事を施工した工事で、請負額●●万円以上の「業種：●●」をいう。

※資格要件の同種工事以上の工事を評価できるように設定する。

注3 ISOの認証取得については、（財）日本適合性認定協会（JAB）またはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。

注4 手持ち工事量比率＝当該年度受注額÷過去3年間の平均受注額。

なお、入札参加者を市内業者に制限しない場合は選択しない。

注5 「技術士（●●部門）」「1級建設機械施工技士」「一級電気工事施工管理技士」「一級管工事施工管理技士」「一級造園施工管理技士」「一級建築士」「一級建築施工管理技士」等、工事内容に応じて工事担当課が設定する。

なお、配置予定技術者を複数申請する場合においては、評価点の少ない者を採用し評価する。

注6 若手とする年齢は、入札公告日時点で、35歳未満とする。

注7 地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務基本協定を対象とする。

なお、地震、風水害、その他の災害応急対策に関する業務基本協定の締結に関係しない業種及び

部局については、選択しないことができる。

注8 企業として取組んだボランティア活動は評価対象とするが、職制を離れて個人的に参加したボランティア活動は評価対象としない。消防団協力事業所表示制度は総務省及び地方自治体の認定を対象とする。

注9 雇用促進に係る項目については、申請日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、役員を除くものとする。

評価内容の担保

受注者の責により、「配置予定技術者」での履行ができない場合は、工事成績評定点の考査項目「法令順守等」の総合評価による減点として、工事成績評定点を3点減する。

また、翌年度の総合評価方式において、総合評価方式での履行義務違反があったとして、5点減する。

【実施時期】平成30年4月1日から適用します。

4. 総合評価方式における評価調書の公表について

総合評価で実施した入札の開札調書と共に、評価調書を公表します。

評価調書

工 事 名	
工 事 箇 所	
予定価格（税抜）	

【落札決定基準】

企業の施工能力					配置予定技術者の能力					精通度	地域貢献度			履行義務違反					
施工実績	工事成績	優良工事表彰	事故・不誠実	ISO認証	手持ち工事量	保有資格	施工経験	継続教育(CPD)	技術者の実績	若手技術者	市内施工実績	災害協定	所在地	地域特有貢献度		合計	①技術評価点	②価格評価点	評価値①+②
10	15	5	0	5	5	5	10	5	5	5	10	5	10	5	0	100	30.00	0.00	30.00

【審査結果】

業 者 名	施工実績	工事成績	優良工事表彰	事故・不誠実	ISO認証	手持ち工事量	保有資格	施工経験	継続教育(CPD)	技術者の実績	若手技術者	市内施工実績	災害協定	所在地	地域特有貢献度	履行義務違反	合計	①技術評価点	②価格評価点	評価値 ①+②
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				

※①技術評価点：審査結果の合計×30÷落札決定基準の合計
※②価格評価点：100×（1－入札価格÷予定価格）
注）辞退及び見入札の者については、公表しない。

【小数第3位を四捨五入して、第2位まで算出する。】
【小数第3位を四捨五入して、第2位まで算出する。】

【実施時期】平成30年4月1日から適用します。

5. 建設工事における一者入札を有効とする場合の事務取扱要領の経過審査

附則3において、第4条第1項第2号（入札参加者の不足等により入札中止となることが想定される場合）については、要領施行の日から1年を経過するごとに施工の状況について検討を行うこととあり、検討の結果、入札参加者の不足が今後も想定されるため、平成30年度も継続して適用します。